

NEWS RELEASE



国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車監査指導部
(担当) 坂井・小田・渡部
(電話) 06-6949-6448



厚生労働省 和歌山労働局

問い合わせ先
(所属) 労働基準部 監督課
(担当) 津田・中前
(電話) 073-488-1150

平成29年11月20日

近畿運輸局及び近畿各労働局が共同で荷主関係団体へ要請

貨物自動車運送事業における過労運転防止及び

荷役作業による労働災害防止のための協力要請について

近畿運輸局及び和歌山労働局を始めとする近畿2府4県各労働局は、平成18年度から貨物自動車運送事業（トラック運送事業）における過労運転防止及び荷役作業による労働災害の防止のため、発注条件等への配慮について、トラック運送業務を発注する荷主関係団体に対する協力要請を行ってきました。

また、平成27年度に発足した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」においても、学識経験者、荷主、トラック運送事業者及び行政機関（国土交通省・厚生労働省）などの関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的環境整備を図っているところです。

こうしたことから、近畿運輸局（局長 坂野 公治）、和歌山労働局（局長 松淵 厚樹）では、本年度も貨物運送業務を発注する荷主団体（計19団体）に対して、発注条件への配慮について協力要請を行いましたのでお知らせします。

なお本年度、国土交通省においては、乗務記録の記載項目に「荷待ち時間の記入」を義務づけたこととあわせ、「標準運送約款」の改正を行ったことにより、要請事項を追加しています。

要請のポイント

トラック運転者の過労運転防止のために

- 発注条件の明示
- 無理のない到着時間の設定
- 荷受け、積卸し時間の設定
- トラック運送事業者の選定
- 適切な運賃等の収受（「運賃」「料金」の明確化、待機時間の対価、
 附带作業の明確化、燃料サーチャージ制の導入等）

労働災害の防止のために

- 安全管理体制整備
- 墜落防止対策
- フォークリフトによる労働災害防止対策
- 腰痛予防対策

トラック運送事業者との適正取引のために

- 荷主勧告制度
- 物流特殊指定における禁止行為

添付資料 荷主要請文（写）

配	布	先
労	農	記
者	ク	ラ
ク	ラ	ブ



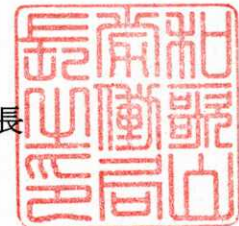
近運自監第 363 号
和労発基 1120 第 1 号
平成 29 年 11 月 20 日

荷主関係団体 代表者 殿

近畿運輸局長



和歌山労働局長



貨物自動車運送事業における過労運転防止及び荷役作業 による労働災害の防止について（協力要請）

平素は、運輸行政及び労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業（トラック運送事業）は、国内の産業を支える基幹的な事業の一つとして、国民の生活に欠かせない役割を担っています。

しかし、その反面、トラック運送事業においては、

- ・労働時間が他産業と比較して長時間であり、過労運転が交通事故の要因の一つともなっている。
- ・労働災害の約 6 割が荷役作業中に発生し、中でも最も多くを占める墜落・転落災害の約 7 割が、荷主等の配送先で発生している傾向が続いており（資料 1 参照）、特に、荷役作業中の死亡災害の 8 割が「荷役 5 大災害」（①墜落・転落②荷崩れ③フォークリフト使用時の事故④無人暴走⑤トラック後退時の事故）である。
- ・腰痛災害は、半数近くが午前中に発生し、特に長時間運転後に多く、また、荷の取扱いをしているときに発生したものが全体の 8 割を占め、その内訳は、荷の積卸しや移動中若しくは支えた時に発生している。

という現状もみられます。

これらの要因として、集荷・配達時間等発注条件の制約や、多重的な請負構造があることも指摘されており、その改善にあたりトラック運送事業者のみの努力で改善することが困難な要因もあることから、近畿運輸局及び近畿 2 府 4 県各労働局では平成 18 年度から荷主関係団体の皆様へ発注条件等での十分な配慮について御理解と御協力をお願いしているところですが、トラック運送事業における労働環境は依然として厳しい状況にあることから、平成 27 年度には、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、行政機関（国土交通省、厚生労働省）などにより構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」が中央及び各都道府県に設置され、パイロット事業（実証実験）を平成 28 年度及び今年度においても検証と対策のため引き続き実施しており、長時間労働改善のガイドライン策定に向けて取り組んでいるところです。

また、国土交通行政においては、平成 29 年 7 月 1 日から荷主都合による 30 分以上の荷待ち時間を乗務記録の記載対象とした「貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正」（資料 2 参照）や、平成 29 年 11 月 4 日から「標準運送約款の改正」（資料 3 参照）では「運賃」と「料金」の区別を明確化することや、「待機時間料」を新たに規定することおよび、附帯作業の内容をより明確化するなどにより、適正な取引を推進してまいります。

以上のような状況を斟酌いただき、別添の要請事項につきまして、特段の御理解と御協力を賜るとともに貴団体傘下の会員各社への周知方、よろしく願い申し上げます。

併せて、同封のリーフレット「～荷主の皆様へ ご存知ですか？トラックドライバーの労働時間のルールを～」の周知につきましても、格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。